

外国送金取引をされるお客さまへのお願い

お客さま各位

平素より中京銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当行は、本邦外為法や米国 OFAC 規制（※）等、各国経済制裁関連法令および規制に基づく経済制裁措置を確実に実施するとともに、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策を適切に実施するため、お客さまの外国送金取引につきまして、お取引の流れや外国の依頼人または受取人とのご関係などを確認できる資料のご提示や内容のご説明等をお願いし、確認内容の記録やコピーを取らせていただく場合がございます。

また、お取引内容によっては確認資料のご提示やご説明をいただいた場合でも、当行の判断により、外国への送金や外国からの送金の受け取りをお断りする場合がございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

【ご提示をお願いする確認資料】

送金原資	通帳、入出金明細や給与明細等、送金の資金源を確認できる資料
送金目的・送金の相手方	
貿易全般	公的な貿易手続書等、および請求書 (例) 船荷証券、原産地証明書等、および請求書 ※送金目的をご申告いただくとともに、商品の品目、原産地、船積地、仕向地等を確認させていただく場合がございます。
生活費	ご依頼人とお受取人の関係性や資金の必要性を確認出来る資料等
学費	授業料の請求書や入学・在学の状況を確認できる資料等
医療費	医療費の請求書や入院・通院の状況を確認できる資料等
宿泊費・渡航費	ホテルの請求書や旅行等の行程を確認できる資料等
投資	投資を行うに当たっての契約書等
不動産売買	売買契約書等

(注1) お客さまからご提示いただいた資料は当行にて厳正な管理を行います。

(注2) 送金内容によっては、上記に加えて資料のご提示や、後日、追加の資料のご提示をお願いする場合がございます。

※米国 OFAC 規制に関する留意点について

米国の財務省外国資産管理室 (OFAC) は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。

OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に、米国で決済される米ドル建取引が、規制の適用を受けます。本邦でお受付する外国為替取引であっても「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、外国の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

◀OFAC 規制上の理由により、当行でお取り扱いができないお取引▶

1. お取引の当事者の所在地・関係国・関係地等に北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア地域が含まれているお取引。
2. 米国政府により特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与するお取引。

お取引の当事者とは送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行・船会社・航空会社・輸送船・航空機・荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者 (運営会社) 等を指します。また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。